

事務連絡  
令和2年8月7日

関係団体 各位

厚生労働省  
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
障害児・発達障害者支援室  
健 康 局 難 病 対 策 課

医療的ケア児者の人工呼吸器に必要となる衛生用品等の優先配布事業について  
(周知依頼)

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、令和2年度第二次補正予算において、「医療的ケア児者の人工呼吸器に必要となる衛生用品等の優先配布事業」(以下「本事業」という。)を実施することとしました。

本事業では、現にアルコール綿や精製水を必要数確保することに困難を感じる在宅の医療的ケア児者に対して、アルコール綿と精製水を厚生労働省が一括で買い上げ、無償配布を行うものです。事業の詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

(厚生労働省ホームページ) [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_12793.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12793.html)

つきましては、本事業につき、会員の訪問看護事業所への周知をお願い申し上げます。なお、周知に当たっては、別紙の文書をご活用ください。

## 訪問看護事業所の皆さん

---

厚生労働省では、令和2年度第二次補正予算において、アルコール綿及び精製水を一括して買い上げ、現にアルコール綿や精製水を必要数確保することに困難を感じる在宅の医療的ケア児者（人工呼吸器管理等の医療的ケアを必要とする障害児者）に無償で優先配布することとしました。

詳細は以下のリンク先から厚生労働省ホームページにアクセスしてご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_12793.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12793.html)

貴事業所の利用者の方で、対象となる医療的ケアを受けておられる方がいる場合、本事業について周知をお願いいたします（対象者の要件については、上記リンク先の「1 事業の概要」をご確認ください。）

また、本事業への申込に当たっては、医療的ケア児者の支援者の氏名等を入力することを求めています（詳細は上記リンク先の「3 申込に当たっての注意事項」及び「4 医療的ケア児者の支援者の皆さんへ」をご確認ください）。

そのため、利用者の方から、貴事業所の名称等を入力することについてのご相談される場合もありますが、本事業の目的・趣旨を踏まえ、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。